

MONTHLY "KOSODATE" TOPIC

問 子育て支援課 内 5551

「子どもの権利条約」を知っていますか

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)とは、世界中の全ての子どもたちが自分らしく、幸せに生きるために必要な権利を定めたものです。子どもは大人から守られるだけの存在ではなく、一人の人間として権利を持っているという考えに基づいています。

条約の基本的な考えは次の4つです。子どもが幸せに生き、元気に成長するために何が必要か考えてみませんか。

1

差別のないこと

全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。



2

子どもにとって最も良いこと

子どもに関係することが決められ、行われるときには、「子どもが一番大切にしていること・子どもにとって最も良いこと」を第一に子どもと一緒に考えます。



3

命が守られ成長できること

全ての子どもの命が守られ、持て生まれた力がその子のペースで育まれるよう、医療、教育、生活支援などを受けることが保障されます。



4

意見を表明し参加できること

子どもは自分に関わるあらゆることについて、自由に意見を表すことができます。大人は子どもの発達に応じて真剣に受け止め、一緒に考え方行動します。

**一人で悩まず話してみませんか？**

子育て支援課では、子どもに関するさまざまな相談を受け付けています。子どもはもちろん大人も相談できます。本人の同意があれば、状況に応じて関係機関と調整し、解決を目指します。学校や家庭のこと、困っていることや心配なことがあれば、一人で悩まず話してみませんか？

4月1日から

こども誰でも通園制度を開始

問 保育課 内 5525

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)とは

保育所や認定こども園などに通っていない、在宅で子育てをしている世帯の子ども(生後6ヶ月～満3歳未満)が対象。保護者の仕事の有無などに関わらず、月10時間まで対象施設を利用できる新しい制度です。

※制度を利用するには、事前に市への利用認定申込が必要です。

KOSO
DATE
つうしん



●利用できる日時 平日の9時～12時、13時～16時

●対象施設 総合会館(最新の対象施設は市HPで確認してください)

●利用可能時間数 子ども1人当たり1カ月10時間まで(翌月へ繰り越し不可)

●対象者(次の条件を全て満たす子ども)

○可児市に在住する子ども

○利用日時点で生後6ヶ月～満3歳未満(3歳の誕生日の2日前まで)の子ども

○保育所など*に通っていない子ども

※保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所、企業主導型保育事業所。

●利用料 1時間300円



利用手続きなど
詳細はこれら

**ひとり親交流会****進級進学お祝い会**

問 子育て支援課 内 5551

●日 時 3月20日(祝)13時30分～16時

●場 所 福祉センター

●内 容 みんなで進級・進学をお祝いしよう

●対象者 ひとり親家庭の親子

●定 員 30組(先着順)

●参 加 費 1人200円

●申込方法 申込フォームまたは電話

●申込期間 2月20日(金)～3月6日(金)

申し込みはこれら



申込フォーム

いどばたカフェ

問 市民支援室 ☎ 63-8303

●日 時 3月8日(日)10時～11時30分

●場 所 子育て健康プラザ・マーノ

●内 容 子どもとの関わりの中で大切な視点を学ぶミニ講座

●思春期の子どもを持つ親同士のおしゃべり会

●講 師 山口由美子さん(可児市NPO協会理事長)

●対象者 中学生・高校生の保護者

●定 員 10人程度(先着順)

●参 加 費 無料

●申込方法 申込フォームまたは電話

●申込締切 3月7日(土)

申し込みはこれら



申込フォーム